小作爭議調査表

No. 13

（昭和八年四月分）

（月報事件一六號）

場所	筑紫郡春日村大字春日
關係人員	地主 白水平八郎 小作人 弥永才次郎
地主關係團体	ナし
發生	昭和八年二月四日
終熄	昭和〃年四月十八日
關係地種類面積	田 九段歩
小作人關係團体	全農福佐聯合会（会議派）山口村支部
原因	昭和七年三月二十二日土地返還の小作調停申請に関し小作人は滞納小作米を十五ヶ年に分割し毎年末迄に納入する事にて解決の處、昭和七年度分も再三督促せるにも不拘納入の模様無きを以て福岡地方裁判所に小作調停を申請せり。
要求事項	小作料要求 土地返還要求
經過	二月四日 左記條件の小作調停を申請 一、小作人は三月二十日迄七年度小作米二十三俵中十五俵を納入すること 一、殘七俵は六月二十日迄に八合目の農産物を以て納入すること 一、從來の滞納分割米三俵は秋の早稲にて納入すること 一、右実行せざる場合は土地返還をなすこと 四月二十八日調停委員会開催 下記條件にて解決
結果	一、相手方（小作人）は本件土地を昭和八年六月十五日限り裏作終了と同時に申立人（地主）に返還すること 一、申立人（地主）は相手方（小作人）の滞納を全免す 一、相手方に於て期日迄に土地を返還せざる時は滞納小作米を六十俵とし一俵五円として金三百円を支拂ふこと

財團法人 協調會福岡出張所

備考	